四　委託を受ける者又はその従業者であって当該委託に係る事務（当該事務がカジノ事業者若しくは当該カジノ事業者に係る次のイからハまでに掲げる者の申請に対する審査のために必要な調査又は監督のために必要な調査の一部であるときに限る。）に従事するものが、当該事務に従事している間、当該カジノ事業者のカジノ施設においてカジノ行為を行ってはならないことを確保するための措置その他の委託に係る事務の公正性及び信頼性を確保するための措置を講じていること。

イ　認可主要株主等又は法第五十八条第一項若しくは第四項ただし書の認可を受けようとする者

ロ　カジノ施設供用事業者、当該カジノ施設供用事業者の認可主要株主等又は法第百三十一条において準用する法第五十八条第一項若しくは第四項ただし書の認可を受けようとする者

ハ　認可施設土地権利者又は法第百三十六条第一項若しくは第五項ただし書の認可を受けようとする者

附　則

この規則は、法の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。

別表第一　カジノ行為の方法（第三条第一項関係）

第一　バカラ

1　使用する用具

４組から８組までの寸法並びに裏面の色彩及び意匠が同じデッキの集合（以下この第一において「スタック」という。）を使用する。

2　スタックの初期化

トランプは、次の一又は二に定めるとおりに初期化を行ったスタックが納められたディーリングシュー等（ディーリングシュー又はディーリングシューの機能を備えるトランプシャッフラーをいう。以下同じ。）から引かれるものとする。

一　二に掲げる場合以外の場合

イ　ディーラーは、トランプシャッフラーによりシャッフルされたスタックを顧客にトランプの表面が見えないよう、トランプの表面をディーラー側、裏面を顧客側に向けて置く。この場合において、使用するスタックがブリシャッフルマルチデッキであるときは、トランプシャッフラーによりシャッフルすることを要しない。

ロ　ディーラーは、ディーラー又は顧客がカットカードを差し込んだ後、当該カットカードを基準にスタックの手前と奥とを入れ替える。

ハ　ディーラーは、当該スタックに再度カットカードを差し込み、トランプが裏面を上面として引かれるようにディーリングシューに納め、バーン（１枚以上のトランプを引き、次にスタックを初期化するまでの間、当該トランプを既に使用されたトランプとして扱うことをいう。二において同じ。）を行う。

二　ディーリングシューの機能を備えるトランプシャッフラーを使用する場合

ディーラーは、スタックをトランプが裏面を上面として引かれるようにディーリングシューの機能を備えるトランプシャッフラーに納め、当該トランプシャッフラーによりスタックがシャッフルされた後、バーンを行う。

3　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画及び当該区画を表す名称又は意匠並びに８の三に規定するオッズを適用する場合はそのオッズ又はノーコミッションバカラである旨が、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

4　賭けの受付

一　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

二　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置くことで、賭金を置いた区画に対応する賭けに参加することができる。

三　二の区画は、次に掲げる賭けに対応するものとする。

イ　プレイヤー側の点数がバンカー側の点数より大きいことに対する賭け

ロ　バンカー側の点数がプレイヤー側の点数より大きいことに対する賭け

ハ　プレイヤー側の点数とバンカー側の点数が同じことに対する賭け

四　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。

5　最初のトランプの配布

一　賭けに参加する顧客が１人以上いる場合、ディーラーは、賭けの受付を終了する旨を宣言した後、１枚ずつ４枚のトランプを引き、１枚目及び３枚目のトランプをプレイヤー側として、２枚目及び４枚目のトランプをバンカー側として、それぞれ配布する。

二　各トランプの点数は、次のイからハまでに掲げるトランプの種類の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める点数とする。

イ　Aのトランプ　１点

ロ　２から９までのトランプ　当該トランプの数字に対応する点数

ハ　10、J、Q及びKのトランプ　０点

三　プレイヤー側に配布された２枚のトランプ（以下この第一において「プレイヤー手札」という。）及びバンカー側に配布された２枚のトランプ（以下この第一において「バンカー手札」という。）について、それぞれトランプの点数を合計した点数をプレイヤー手札又はバンカー手札の点数とする。この場合において、それぞれの点数が10点以上となる場合は、当該点数から10点を減じた点数をプレイヤー手札又はバンカー手札の点数とする。

四　ディーラーは、プレイヤー手札及びバンカー手札の点数を発表する。

6　トランプの追加配布

一　プレイヤー手札の点数が０点から７点までの場合であって、バンカー手札の点数が０点から７点までのときは、ディーラーは、次のイ又はロに掲げるプレイヤー手札の点数の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める行為を行う。

イ　０点から５点まで　１枚のトランプを引き、プレイヤー側に配布する。

ロ　６点及び７点　バンカー手札の点数が０点から５点までのときに限り、１枚のトランプを引き、バンカー側に配布する。

二　一のイの規定によりプレイヤー側にトランプが配布される場合であって、バンカー手札の点数が０点から６点までのときは、ディーラーは、次のイからホまでに掲げるバンカー手札の点数の区分に応じ、それぞれ当該イからホまでに定める行為を行う。

イ　０点から２点まで　１枚のトランプを引き、バンカー側に配布する。

ロ　３点　一のイの規定によりプレイヤー側に配布されたトランプ（以下この二において「追加トランプ」という。）の点数が８点以外のときに限り、１枚のトランプを引き、バンカー側に配布する。

ハ　４点　追加トランプの点数が２点から７点までのときに限り、１枚のトランプを引き、バンカー側に配布する。

ニ　５点　追加トランプの点数が４点から７点までのときに限り、１枚のトランプを引き、バンカー側に配布する。

ホ　６点　追加トランプの点数が６点又は７点のときに限り、１枚のトランプを引き、バンカー側に配布する。

三　一又は二の規定によりトランプの追加配布があった場合は、プレイヤー手札又はバンカー手札の点数に当該追加配布されたトランプの点数を加えた点数をプレイヤー側又はバンカー側の点数とする。この場合において、それぞれの点数が10点以上となる場合は、当該点数から10点を減じた点数をプレイヤー側又はバンカー側の点数とする。

四　プレイヤー側又はバンカー側にトランプの追加配布がなかった場合は、プレイヤー手札又はバンカー手札の点数をプレイヤー側又はバンカー側の点数とする。